

(社) 日本ハンゲグライディング連盟

平成 13 年 10 月 1 日

会長 朝日 和博殿

副会長 (法務委員会担当理事) 濑戸口 裕郎殿

法務委員会担当理事 宮田 富吉殿

法務委員会委員長 城 涼一

東京地方裁判所平成 12 年ワ第九七八〇号損害賠償請求事件の処理について  
法務委員会の中間報告

一、訴訟の進め方について

1. 結論：従来の訴訟の進め方は変更する。

2. 変更内容：

(一) 社団法人にふさわしい公共性の自覚に立って主体的に訴訟を進める。

(二) 可及的速やかに紛争状態を解消し、全ての訴訟当事者の「負担」を可能な限り減じ得る方法、すなわち訴訟を終了させることを第一義とする。

3. 変更理由

(一) 変更内容 (一) について

ア.これまでの理事会は、訴訟の進め方及び具体的な主張・立証について全く審議しなかったばかりでなく、担当理事からの報告もほとんど受けてこなかった。

イ.原告・被告双方の提出した訴訟記録等を検討すると、連盟は、公共性の自覚に立って主張・立証を行なうのが妥当であるが、そのようにはなされてきていない。

ウ.「具体的な主張・立証」内容について、社団法人としての目的にふさわしくない部分が少くない。

(二) 変更内容 (二) について

ア.調停前後の事情に鑑みると、連盟は、本件死亡事故について、特に遺族に対する初期の対応を誤ったものと言わざるを得ない。対応によっては、訴訟を回避する可能性も少なからずあったものと思われる。

イ.極めて限られた連盟の人的・物的資源は、将来の連盟の発展のために投入すべきである。すなわち、本件訴訟を法的・組織運営的観点から検討し連盟の運営全般に寄与しうる財産とすること、これには、大会実施に関するあらゆる問題点を検討し、安全確保のための施策に結実しうる全ての作業が含まれる。

かかる作業に連盟活動の重点を置くことが、緊急且つ最優先であると判断される。

4. 上記の理由を基礎付ける資料：

(一) 調停期日呼出状の送達を受けた時点からの理事会議事録

(二) 原告・被告提出の訴訟記録

(三) 現訴訟代理人からの連絡書・報告書及びその他の連盟内部資料